

判決年月日	平成25年7月17日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年（行ケ）第10300号		
○ 発明の名称を「可撓性ポリウレタン材料」とする発明について、相違点1及び2は実質的な相違点ではないから、本願発明1は引用例に記載された発明であり、また、本願発明1は本願明細書の発明の詳細な説明に記載されたものであるとは認められないとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条1項3号，36条6項1号

本件は、発明の名称を「可撓性ポリウレタン材料」とする発明について、拒絶査定がされたことから、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が、請求不成立の審決をしたため、原告がその取消しを求めた事案である。

審決は、本願発明1と引用発明との相違点1及び2は実質的な相違点ではないから、本願発明1は引用例に記載された発明であり、また、本願発明1は本願明細書の発明の詳細な説明に記載されたものであるとは認められないと判断した。

原告は、取消事由として、新規性についての判断の誤り（取消事由1）、記載要件不備についての判断の誤り（取消事由2）を主張した。

本判決は、取消事由1について、審決には引用発明及び相違点の認定に誤りはないが、「引用発明のポリウレタンが『ショア硬度が10より低い』と記載されていることのみから、本願発明1におけるポリウレタンの性質である『94未満のショアA硬度』の要件と重複一致し、また、本願発明1の構成c（ 1.0×10^8 パスカル以下の曲げ弾性率）及びd（ 1.0×10^8 パスカル以下の貯蔵弾性率）を満たす蓋然性が高く、相違点1は実質的な相違点でない」と判断したことには、誤りがある」と判断した。

さらに、取消事由2については、本願発明1に係る特許請求の範囲の記載は、「構成aないし構成f」と「構成gないし構成k」からなるが、「このうち『構成gないし構成k』の部分は、『2以下のホフマン引掻硬度試験結果、および1ΔE以内のカラーシフト（熱老化試験ASTM D2244-79に準拠）のいずれか一方または両方の性質を呈するか、または呈しない』と記載されており、その記載振りからも明らかなように、同記載部分は、発明の専有権の範囲を限定する何らの文言を含むものではないので、格別の意味を有するものではない。」とし、本願明細書の発明の詳細な説明には、本願発明1の構成aないし構成fを充足する実施例1，13及び14が記載されていると理解されるところとして、本願発明1につき記載要件不備があるとした審決の判断には誤りがあると判断し、審決を取り消した。